

『永田町子ども未来会議提言2020』への提起②

2020年6月18日
全国医療的ケア児者支援協議会

① 「医療的ケア児」報酬を新設してください。

昭和46年の「大島分類」基準では、医療的ケア児は必要十分な医療保険福祉のサービスを利用することができません。医療依存度や見守り度などの医療的ケアを加味した医療的ケア児判定基準を導入してください。医療的ケア児判定基準に基づいて医療的ケアを評価し、医療的ケアにかかる人員配置が基本単価で報酬的に支払われる仕組みを新設してください。

○児童発達支援

既設	障害児（重症心身障害児を除く）	9,296円 ¹
既設	重症心身障害児	24,145円 ²
新設	医療的ケア児	8,000～15,000円

例：①医療的ケアのみ：8,000円～15,000円

②知的障害＋医療的ケア：9,296円＋8,000円～15,000円＝17,296円～24,296円

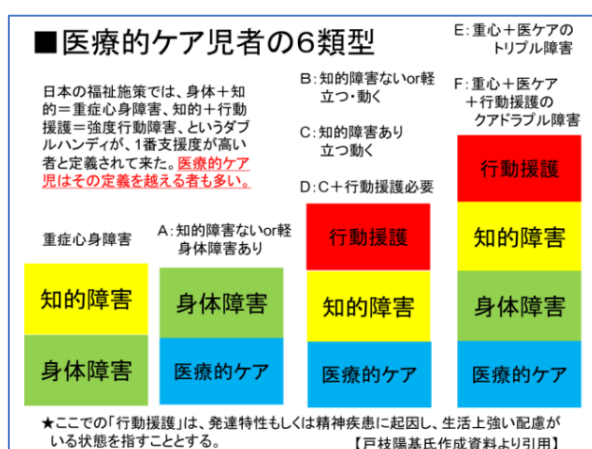
○放課後等デイサービス

既設	障害児（重症心身障害児を除く）	8,198円 ³
既設	重症心身障害児	23,454円 ⁴
新設	医療的ケア児	8,000～15,000円

例：①医療的ケアのみ：8,000円～15,000円

②知的障害＋医療的ケア：8,198円＋8,000～15,000円＝16,198円～23,198円

参考



¹ 定員10人以下、東京都の場合。

² 定員5人、東京都の場合。

³ 定員10人以下、中重度多数、休業日、東京都の場合。

⁴ 定員5人、中等度多数、休業日、東京都の場合。

(裏面に続く)

②医療的ケア児者支援基本法を制定してください。

医療的ケア児者を支援するには医療・保健・福祉・教育が連携し包括的に支援する体制整備が必要です。省庁をこえて取り組んでいくために議員立法で理念法を制定してください。

③身体障害認定における障害固定6ヶ月を緩和してください。

身体障害者手帳の障害認定は、治療等から一定期間経過後の安定した時期を待って、障害が固定した後に行われます。これでは、医療的ケア児が退院して在宅に移行した直後に、障害福祉の支援を利用することができません。医療的ケア児については身体障害認定における障害固定の考え方を撤廃し、在宅移行直後から障害福祉の支援を利用できるようにしてください。

④重度訪問介護の対象に障害児も加えてください。

重度訪問介護は現在は障害者のみが対象とされていますが、障害児も常時介護を必要としています。特に、社会的養護の必要な障害児については喫緊の問題です。障害児、特に社会的養護の必要な障害児を、重度訪問看護の対象に加えてください。

⑤医事法を改正し、「医療的ケア師」を創設してください。

日本訪問看護財団によると、訪問看護ステーションに従事する看護職員数は約4万1千人とされています。訪問看護師の多くは成人・高齢者を対象にしていることを考えると、全国に2万人近くいるとされる医療的ケア児、ならびに医療的ケア者を看護するには明らかに不足しています。医師や訪問看護師以外にも医療的ケアを担える、「医療的ケア師」を創設してください。

以上。